

## （仮称）東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例骨子（案）の概要

### 1 条例制定の目的

全ての区民が、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段についての選択の機会の確保及び普及のための取組みを進めることにより、障害者の円滑な意思疎通を図り、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与すること。

### 2 制定に至った背景や経過

平成30年第3回東京都北区議会定例会において、「北区手話言語条例（仮称）制定に関する件」の陳情が全会一致で採択されたことを受けて、陳情の趣旨を踏まえつつ、共生社会の実現を一層推進するため、条例の制定に向けた検討を開始した。

条例案の策定に当たっては、障害のある方をはじめ様々な立場の方の意見を聞く場として、北区自立支援協議会権利擁護部会を中心に検討を行うこととした。この度、北区自立支援協議会や関係する障害者団体等の意見聴取を経て、手話（言語）だけでなく、全ての障害者の意思疎通の支援を含めた条例骨子（案）として、パブリックコメントを実施する。

年月日	検討経過等
平成31年2月6日	北区自立支援協議会全体会 （陳情採択を受けた区への対応について説明）
平成31年3月以降	陳情者の北区聴覚障害者協会、関係団体である北区登録手話通訳者会へのヒアリングを開始
平成31年3月27日	北区自立支援協議会権利擁護部会 （条例案の方向性について意見交換）
令和元年5月9日	手話言語条例制定に向けた学習会に参加
令和元年6月17日	北区自立支援協議会権利擁護部会 （オブザーバーとして北区聴覚障害者協会が参加）
令和元年8月1日	北区自立支援協議会全体会 （条例（素案）の説明）
令和元年10月1日	パブリックコメントの実施 （意見募集期間10月1日～10月31日）

## （仮称）東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例骨子（案）

### 1 前文

- 私たちは、手話が、ろう者にとって命であり、確立された言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかなければならない。
- また、障害者は皆、一人一人に合った手段で意思の疎通を行い、その人らしい豊かな生活を営む権利を有している。
- 誰もが安心して暮らし、地域の一員として活躍できるよう、意思疎通の手段を選択する機会の確保及び環境整備の推進が求められている。
- 全ての区民が、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害の特性に応じた意思疎通の手段を選択しながら、充実した生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### 2 目的

- 手話が言語であることへの理解の促進、障害の特性に応じた意思疎通の手段についての選択の機会の確保及び普及により、障害者の円滑な意思疎通を図り、全ての区民が、障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与すること。

### 3 定義

- ろう者 手話を言語として生活を営む者
- 障害者 障害者基本法第2条第1号の障害者であって、障害の特性に応じた意思疎通の支援を必要とするもの
- 区民 区内に在住、在勤又は在学する者
- 事業者 区内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- 意思疎通の手段 手話、筆談、点字、短い言葉等を使った簡易な表現等

### 4 基本理念

- 手話は、言語として確立されたものである。

- 全ての障害者が、緊急時及び災害時も含め、可能な限り、障害の特性に応じた意思疎通の手段を利用できる機会を確保される。
- 障害者が有する意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重される。

## 5 区の責務

- 区は、手話が言語であることへの理解促進、障害の特性に応じた意思疎通の手段についての選択の機会の確保及び普及を図る施策を実施する。

## 6 区民の役割

- 区民は、区が実施する施策に協力するよう努める。

## 7 事業者の役割

- 事業者は、区が実施する施策に協力するよう努めるとともに、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努める。

## 8 施策の実施

- 区は、次に掲げる施策を実施する。
  - ・手話が言語であることへの理解促進及び普及啓発
  - ・障害の特性に応じた意思疎通の手段についての環境整備及び普及啓発
  - ・障害者の意思疎通の支援を行う者の養成及び確保
  - ・その他区長が必要と認める施策